

環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 22年10月26日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名						
熊本県県有林による間伐を用いた温室効果ガス吸収事業						
GHG 妥当性確認機関						
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。						
機関名	社団法人 日本能率協会					
担当部署名	地球温暖化対策センター					
担当者名	松本 素之					
担当者 E-mail	Motoyuki_Matsumoto@jma.or.jp					
担当者電話番号	03-3434-1245					
機関要件への合致	DOE としてセクトラルスコープ 14 の認定を受けている。					
妥当性確認報告書発行日	2010 年 10 月 26 日					
審査内容		審査結果概要				
適用妥当性確認・検証ガイドライン		妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 1.1				
妥当性確認期間		2010 年 9 月 6 日～2010 年 10 月 26 日				
想定排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	436	909	1,136	1,499	1,462
プロジェクト情報 (A・B)	プロジェクト計画書を基に、証拠書類の確認及び聞き取りを行った。結果、プロジェクト情報は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に依拠し、作成されている事を確認した。					
適格性要件 (C)	プロジェクト計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取り及び対象森林の目視確認を行った。その結果、方法論の適用は、実施規則及びポジティブリストに準拠しており、適格性要件を満たしている事を確認した。適格性要件は、重要性の観点から適正に記載されており、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に依拠し、作成されている事を確認した。					

<p>排出量・吸収量算定 (Ⅰ・Ⅱ)</p>	<p>モニタリング計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取りの実施及び証拠書類を基に機関にて検算した結果と、モニタリング計画書記載の吸収量との突合せを行った。その結果、当プロジェクトの吸収量の算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠している事を確認した。吸収量の算定は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されている事を確認した。</p> <p>なお、尾根部、谷部に広葉樹が保残されているモニタリングポイントがあり、面積測量時は、保残地を除外する事を確認した。</p>
<p>モニタリング計画(Ⅲ～Ⅵ)</p>	<p>モニタリング計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取り、モニタリングプロット設置点のデスクレビュー、現地目視及び証拠書類を基に機関にて検算した結果と、モニタリング計画書記載の誤差との突合せを行った。その結果、当プロジェクトの純吸収量で考慮する温室効果ガス吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QC、誤差は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠している事を確認した。モニタリング計画は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されている事を確認した。</p>
<p>その他(D)</p>	<p>プロジェクト計画書を基に、証拠書類の確認、聞き取りを行った。その結果、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況、環境影響評価及び環境測定、住民説明会の実施状況は、重要性の点から適正に記載されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>機関の見解 (サマリー・結論)</p>	<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則に基づいて、妥当性確認を実施した。その結果、本プロジェクトは、ポジティブリストの適格性基準を満たし、方法論に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることを確認した。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへ準拠していることが確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の 10% 以内という水準を確保していることを確認した。</p>
<p>パブリックコメントの概要</p>	
<p>パブリックコメントの募集期間 平成 22 年 9 月 13 日から 9 月 26 日</p> <p>コメント 特になし</p> <p>妥当性確認機関の見解 該当なし</p>	